

快適トイレ設置工事実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、<u>設計書の単価適用日が令和4年10月1日以降</u>の全ての工事を対象とする。ただし、誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領第2条の対象工事については除外する。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(快適トイレの仕様)</p> <p>第4条 快適トイレは、<u>(1)から(11)</u>の仕様を満たすものとする。なお、<u>(12)から(18)</u>については推奨する仕様、付属品であり、必ずしも設置を義務付けるものではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 洋式便器 (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む） (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の<u>置ける棚等</u>（耐荷重5kg以上とする） <p>【付属品として備えるもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> (7) <u>現場に男女がいる場合に</u>男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） (9) サニタリーボックス（女性用トイレに<u>必ず設置</u>） (10) <u>鏡と手洗器</u> (11) 便座除菌<u>クリーナー</u>等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <ol style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900mm×900mm以上（<u>面積を確保すればよいわけではない</u>） (13) 擬音装置（<u>機能を含む</u>） (14) 着替え台 (15) <u>臭気対策</u>機能の多重化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、<u>令和3年4月1日以降に新規に契約する</u>全ての工事を対象とする。ただし、誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領第2条の対象工事については除外する。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(快適トイレの仕様)</p> <p>第4条 快適トイレは、<u>第1号から第6号の快適トイレに求める標準仕様を満たすもので、第7号から第11号の快適トイレとして活用するために備える付属品を備えるものとする。</u>なお、<u>第12号から第17号</u>については推奨する仕様、付属品であり、必ずしも設置を義務付けるものではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 洋式便座 (2) 水洗機能（<u>簡易水洗</u>、し尿処理装置付きを含む） (3) 臭い逆流防止機能（<u>フラッパー機能</u>）（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること） (4) 容易に開かない施錠機能（<u>二重ロック等</u>） (5) 照明設備（<u>電源がなくても良いもの</u>） (6) 衣類掛け等のフック<u>付</u>、又は、荷物<u>置き場設備機能</u>（耐荷重5kg以上） <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品】</p> <ol style="list-style-type: none"> (7) <u>男女別に設置する場合には</u>男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） (9) サニタリーボックス（女性<u>専用</u>トイレに<u>限る</u>） (10) <u>鏡つきの洗面台</u> (11) 便座除菌<u>シート</u>等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <ol style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900mm×900mm以上（<u>半畳程度以上</u>） (13) 擬音装置 (14) 着替え台（<u>フィッティングボード等</u>） (15) <u>フラッパー</u>機能の多重化 (16) <u>窓など</u>室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(18) 付属品等の木質化

（積算方法等）

第5条 監督員は、第4条(1)～(11)について、内容が確認できる資料及び見積書など実際にかかった費用が分かる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとし、最終変更設計時に変更契約するものとする。

(1) 快適トイレに関する費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする（102,000円/2基・月が上限）。

※：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を除いた額

(2) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000円/基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費の営繕費に計上するものとする。

(3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。

（配慮すべき事項）

第6条 快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(6)に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

（現地確認）

第7条 監督員は、快適トイレが設置された場合は臨場にて確認するものとする。

(17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

（積算方法等）

第5条 快適トイレに関する費用は、45,000円/基・月を上限とし、共通仮設費の営繕費に、最終変更設計時に実際に要した費用を計上し、変更契約するものとする。なお、男女別で設置した場合は2基分を計上するものとする。

（新設）

（現地確認）

第6条 監督員は、快適トイレが設置された場合は臨場にて確認するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。